

博士論文 概要書

功利性と言語

—ベンサムの功利主義思想研究—

Utility and Language

—A Study on Bentham's Utilitarian Thought—

早稲田大学大学院社会科学研究科

地球社会論専攻 社会思想研究

高島 和哉

1. 本論文の目的と意義

本論文は、英国の思想家ジェレミー・ベンサム（Jeremy Bentham, 1748–1832）の思想を研究対象とし、その哲学的基礎の核心をなす理論として彼の言語論に注目する観点から、倫理、法、政治をめぐる彼の思想の諸特徴を明らかにすることを目的とする。

ベンサムによって初めて定式化・体系化され、その後 J.S. ミルやシジウィックによって継承・展開された古典的功利主義は、19世紀を通じて、その発祥の地である英國において、また、英國の後を追って近代化を遂げつつあった諸国において、きわめて大きな影響力を發揮し続けた。しかるに 20世紀に入り、功利主義は主に倫理学や政治哲学の世界において、G.E. ムーアの「自然主義的誤謬」批判や J. ロールズの『正義論』における批判をはじめとする強力な諸批判にさらされていく。その結果 1970 年代の初頭には、功利主義は、その倫理学理論としての欠陥があまりに顕著なため「早晚〔倫理学や政治哲学の世界から〕消えていかざるをえない」などと評されたものであった。しかしに、そうした予想に反して、功利主義は 21 世紀の今日も倫理学や政治哲学の世界で一定の影響力を保持している。それは主として、現代の功利主義者たちが各々、上述のような諸批判との対決を通じて功利主義の理論的な洗練に努め、古典的功利主義との差別化を図る形で現代功利主義の諸形態を展開してきた結果であろう。だがこうしたプロセスを経て、現代の功利主義は概して、古典的功利主義が備えていた社会批判や社会改革の理論としての性格を失い、むしろ現状追認型の（あるいはその実践的含意が不明瞭な）理論と化してしまった、と批判されることが多い。それゆえ、現代の功利主義が直面している最大の課題は、さまざまな批判との格闘を通じて達成されたその理論的洗練を維持しつつ、いかにして古典的功利主義が備えていた現実社会への具体的な提言力を取り戻しうるか、という課題であろう。そして、この課題に取り組むうえで欠かせない仕事の一つが、古典的功利主義の再検討にほかならない。またその場合、特にベンサムの功利主義の再検討は重要な意義を有している。

というのも、ベンサム研究は 20世紀の半ばに至るまで、主に文献資料上の種々の制約によってその進展が阻まれてきた。にもかかわらず、J.S. ミルやハイエク、ロールズ、フーコーといった近現代の思想史において甚大な影響力を發揮し続けている思想家たちのベンサム批判や古典的功利主義批判の諸言説が人口に膾炙した結果、古典的功利主義の事実上の創始者たるベンサムの思想は、彼らの批判的なまなざしを介して読解されがちであった。特に J.S. ミルによる批判が大きな影響力を有した結果、ベンサムの功利主義は、ミルやシジウィックによって洗練・精緻化される以前の単純素朴な形態の功利主義とみなされることが多かったし、今でも多い。しかしながら、1960 年代末に始まり今なお継続中の新版『ジェレミー・ベンサム著作集』の編纂・公刊事業の展開を契機とするベンサム研究の進展によって、ここ数十年来、ベンサム思想の実像が少しずつ明らかになりつつある。またその結果、彼の思想が、従来考えられていた以上に、奥深く多面的で洗練されたものであることが明らかになりつつある。だからこそ、ベンサムの功利主義思想の再検討は、思想史研究の文脈においてそれ自体として意義を有するのみならず、現代における実践道徳の理論としての功利主義の復権の可能性を探るうえでもきわめて重要な意義を有しているのだ。

こうした視座の下、本論文はベンサム功利主義の実像の解明に向けて独自の貢献をおこ

なうべく、特にその言語論に注目した。というのも、彼の言語論は、倫理学理論や心理学理論とともに彼の思想体系の哲学的基礎をなしているのみならず、倫理学理論と心理学理論の双方を支える哲学的前提でもあるという意味で、まさに彼の思想体系の哲学的基礎の核心ないしは根底をなす理論であるからだ。それゆえ、彼の言語論と、言語論を基礎に展開された彼の論理学（それは科学方法論を主題とする学問として展開された）の内容を解説することなしに、彼の倫理学理論、心理学理論、法理論、政治理論の実像に迫ることはできない。こうした見解にもとづき、また、実際にこうした見解の正しさを証明するべく、本論文は、第1にベンサムの言語論や論理学の内容を明らかにすることを、第2にそれらとのつながりに注目する観点から彼の倫理学理論と心理学理論の内容も分析することによって彼の思想体系の哲学的基礎を明らかにすることを、第3にこうした哲学的基礎に照らして彼の法理論や政治理論や私的倫理論の諸特徴を明らかにすることをめざした。

2. 本論文に関する先行研究の状況

既述のように、ベンサムの言語論や論理学は彼の思想体系の哲学的基礎をなす理論であり、ベンサム自身そのことを明確に自覚していた。しかるに、彼がそれらの理論を体系的に叙述した著作を公刊することのないまま世を去ったことも災いして、彼の言語論や論理学は彼の死後、いわゆる「ベンサム派」の人々によってさえほとんど顧みられなくななく、彼の死からちょうど100年後の1932年に哲学者C.K.オグデンが『ベンサムのフィクション理論』という著作の中でその価値を再発見・再評価するに至るまで、事実上、歴史の闇に埋もれていた。また、オグデンによる再評価を契機に、その後多くの哲学者・研究者たちがベンサムの言語論の独創性や先駆性に注目し始めたものの、当時の哲学界ではラッセルや論理実証主義者たちの哲学が圧倒的な影響力を有していたこと、また、ベンサムの言語論が一見して彼らの言語哲学とよく似た側面を有していたこともあって、その後、（ベンサムはラッセルや論理実証主義者たちの、そして、彼らが体現する「哲学の言語論的転回」の先駆者である）といった誤った評価が普及していった。（現にW.V. Quine, H.L.A. Hart, R. Harrison, J. Skorupskiらは、明示的ないしは暗示的に、ベンサム言語論に対してこうした評価を下している。）また、そのことは、本研究がその解説に努めたベンサム言語論のプラグマティズム的含意が長い間理解されずにいた、また、今なお十分に理解されずにいる大きな要因にもなった。

ところで、ベンサムの言語論を単なる言語論としてではなく、彼の思想体系の哲学的基礎にして方法論的基礎でもあるような理論として研究する必要性を1960年代初頭にいち早く指摘したのはM. Mackであったが、彼女自身もそうであったように、H. L. A. Hart, R. Harrison, G. J. Postemaなどベンサムの言語論に特別な関心を寄せた研究者の多くは、その理論をまずもって彼の法理論（特に法概念論）を支える理論として重視する観点から、その探究に取り組んできた。また、Postemaの研究のように、こうした探究を通じてベンサム言語論のプラグマティズム的含意を正しく指摘する研究も1980年代以降現れた。（なお、上述のオグデンの研究も、ベンサム言語論の認識論的含意について、「プラグマティズム」という言葉は用いていないにせよ、ラッセルや論理実証主義者たちの認識論的立場とは異

なる、プラグマティズム的なものであることを正しく示唆するものであった。）とはいえる、ベンサムの言語論や論理学を、ベンサム自身が意図していたとおり、彼の思想体系の哲学的基礎として、また、（彼の法理論のみならず）彼の倫理学理論や心理学理論もまたそれに立脚しているところの彼の思想体系の哲学的基礎の根底をなす理論として捉える観点からそれにアプローチするタイプの研究は——C. Laval、P. Schofield らの研究はその嚆矢とみなしうるが——まだまだ本格的な展開を遂げるには至っていない。また、Schofield がその典型であるが、ベンサムの言語論が彼の思想体系の哲学的基礎をなす理論であることを正しく指摘する一方で、その認識論的含意がプラグマティズム的なものであることを認めず、ベンサムに（ラッセルや論理実証主義者たちが抱いていたような）「真理の対応説」や「基礎づけ主義的な知識観」を帰している研究者もいまなお存在する。そして、そのような誤解が後を絶たない原因の一つは、ベンサム言語論の思想史的観点からの考察がいまだ不十分である点に存すると思われる。というのも、（本研究が第 3 章で試みたように）ベンサムがその言語論を構築するに至った思想史的背景を立ち入って検討する場合、彼が、一見してラッセルや論理実証主義者たちの理論に似ているもののその根底においてはあくまでプラグマティズム的な言語論を構築するに至った所以がきわめて明快に理解されうるからだ。

3. 本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

序論

第一部 ベンサム思想体系の哲学的基礎

- 第 1 章 ベンサムの言語論と論理学
- 第 2 章 ベンサムの快樂主義心理学と功利主義倫理学
- 第 3 章 ベンサム言語論の思想史的考察

第二部 ベンサムの「法の科学」と「自由な国家」の構想

- 第 4 章 ベンサムの「批判的法学」とコモン・ロー批判
- 第 5 章 ベンサムの「普遍的法学」と論理学
- 第 6 章 ベンサムの人権宣言批判と「自由な国家」の構想

第三部 ベンサムの民主主義理論と「言葉の戦争」

- 第 7 章 幻惑と謬論
- 第 8 章 幻惑とデオントロジー——ベンサムの私的倫理論の発展
- 第 9 章 『憲法典』の民主主義理論と多数者専制問題

結論

ベンサムの略年譜

参考文献

4. 各部・各章の概要

〈序論〉

序論では、本論文の目的と意義を明らかにしたうえで、本論文に関わる先行研究の状況を概観し、最後に本論文のアウトラインを示した。

〈第一部 ベンサム思想体系の哲学的基礎〉

第1章から第3章までの第一部では、ベンサム思想体系の哲学的基礎を明らかにするべく、その3大要素として、①言語論と論理学、②快楽主義心理学、③功利主義倫理学、の内容を順次考察した。また、ベンサム言語論の成り立ちについて思想史的観点からの考察もおこなった。

(第1章 ベンサムの言語論と論理学)

第1章では、ベンサム思想体系の哲学的基礎の核心をなす言語論と論理学の内容を考察した。すなわち、ベンサムが、自己の学問上の最大の功績を、「功利性の原理」を道徳科学の諸分野に適用するための方法論を確立しそれを実践した点に見えていたこと、また、自らの論理学をそうした科学方法論を主題とする学問として構想していたこと、また、そのような論理学を言語論を基軸に据えるものとして展開しようとしていたことを確認したうえで、ベンサム言語論の具体的な内容を主に認識論的観点から分析した。また、その分析をもとにベンサムが論理学において提示している科学観や科学方法論を考察した。その結果、以下の諸点が明らかになった。すなわち、ベンサムはプラグマティズム的な認識論的含意をもつ言語論に立脚しつつ、〈実在に関するよりよき表象の構築〉を科学の第一義的な役割とみなしていたこと。また、新たなフィクションの発明とそれを通じた〈語と語が指示する観念の体系の再編成〉こそ、科学がこうした役割を果たすうえで鍵となる知的営為にほかならないと考えていたこと。そして実際に、ベンサムの思想体系はその重要な諸点に関して、〈フィクションの発明を通じた、実在世界に関するより有用な表象の構築〉という方法に立脚するものであったことが明らかになった。

(第2章 ベンサムの快楽主義心理学と功利主義倫理学)

第2章では、前章の考察を踏まえつつ言語論や論理学との関連に注目する観点から、ベンサムの心理学理論と倫理学理論の内容を考察した。具体的には、第1節で前者を、また第2節で後者を考察し、最後に第3節で両者の整合性について検討した。

すなわち第1節では、まず最初にベンサムが「快苦に対する従属」という言葉で何を意味していたのかを考察したうえで、彼の快楽主義心理学の理論は利己主義的理論であるのか否かを問い合わせ、その後〈動機の種類と快苦の源泉〉に関する彼の議論を検討し、最後に〈各人は自己利益に関する最良の判定者である〉といふいわゆるベンサムの「最良の判定者」

テーゼについて考察した。その結果、以下の諸点が明らかになった。すなわち、①ベンサムは、「いかなる人間もつねに快楽の獲得と苦痛の回避をめざして行為している」という意味においてのみならず、「快苦こそが人間存在を成り立たせている根源的実体である」という意味においても「快苦に対する〔人間の〕従属」を認めていたこと。②彼の心理学理論は、(1) 人間が利他的行動を通じて自己利益を促進する可能性を否定していない点では、徹底的に利己主義的な理論とは言えないが、他方で、(2) 現状において人間の行動の多くは自己利益の追求にのみ関わっていると主張している点では、やはり利己主義的理論とみなしうること。③ベンサムも J.S ミル同様、人間の行為の動機の無限の多様性を認めていたこと。④ベンサムは「最良の判定者」テーゼにコミットしつつも、人間が不合理な行動をとりうる可能性を認めていたし、そうした不合理な行動が生じるメカニズムについて深い洞察を示していたこと、が明らかになった。

続く第 2 節では、まず第 1 項で『道徳と立法の諸原理序説』（以下、『序説』）における「功利性の原理」に関するベンサムの説明が彼の言語論上の知見に立脚した説明であったことを確認したうえで、第 2 項では彼の功利主義倫理学の基本的な諸特徴を明らかにするべく、ヒュームの功利主義に対するベンサムの批判内容を考察した。その結果、①ベンサムにとって「功利性の原理」は終始一貫、道徳の至高の原理と目されていたこと。②彼は「功利性の原理」を、すでにあるものを説明するためではなく、本来あるべきものを指示示すために用いようとしたこと。③彼は、個々の行為から生じる快苦こそが道徳的価値の源泉であると考えたがゆえに、道徳的評価の第一義的な対象を行為に見出したこと。④彼の倫理学理論は、そこで用いられる言葉の明確な定義・分類・体系化の自覚的な追求に特色をもつこと等が明らかになった。また第 3 項では、ベンサムにおける「功利性の原理」の名称とその定式の変遷過程を考察したうえで、彼が最後にたどり着いたこの原理の定式は、通説に反して、彼が「分配の平等」という理念に深くコミットしていたことを示唆するものであることを確認した。さらに第 4 項では、「功利性の原理」に敵対的な諸原理へのベンサムの批判内容の分析をもとに、なぜ彼は「功利性の原理」を真正な道徳原理とみなしたのかという問題を考察した。その結果、彼は、(a) この原理が行為の評価基準に据える〈当該行為から生じる「快楽—苦痛」の量〉は、万人にとって検証可能な客観的基準であり、しかも(b) この原理は万人にとって同意可能な道徳原理である、と考えていたからこそ、この原理を真正な道徳原理とみなしたえたということ。また、彼が(b) の命題にコミットしたのは、彼が（おそらくヒュームの影響下で）、「功利性の原理」は、人類が古来それにもとづいて個々の道徳判断を下し、社会規範を形成してきた原理であると考えていたためであるということ。また彼が(a) の命題にコミットした背景には、第 1 章で考察した彼の科学観とそれに依拠した「幸福計算」の具体的構想が存したということ。以上のような結論に至った。

そして第 3 節では、ベンサムの心理学理論と倫理学理論の整合性に関する問い合わせ、「事実上つねに自己利益の最大化をめざしている諸個人を、公益を最大化すべし」という規範に従わせるることはいかにして可能か? という問い合わせに対してベンサム自身はいかなる回答を用意していたのかという問題を考察した。その結果、この問い合わせに対する応答の仕方

として、主にベンサムの念頭にあったのは、「利益の融合」や「利益の自然的一致」といった観念ではなく、あくまでも（法律をその主要な手段とする）「利益の人為的一致」という戦略であった、との結論を得た。

(第3章 ベンサム言語論の思想史的考察)

第3章では、第1章でその内容を考察したベンサム言語論の成り立ちについて、思想史的観点から考察した。すなわち、ベンサムの言語論を生み出す母胎となった啓蒙期言語思想の一系譜を明らかにするとともに、その系譜に属する philosophers たちからベンサムはいかなる影響を受けたのかを考察することによって、ベンサムが哲学史的に見て種々の先駆性を備えた言語論を構築するに至った思想史的背景を探究した。その結果、ベンサムは、〈アリストテレス論理学に代わる新しい論理学の構築〉という課題をベーコンから受け継ぎつつ、（やはりベーコンのアリストテレス論理学批判に淵源する）啓蒙期言語思想の経験主義的伝統を構成する諸思想のうち、主にロック、コンディヤック、トゥックという3人の philosophers たちの思想を土台に彼自身の言語論を構築したが、その認識論的枠組みに関して言えばベンサムに最も大きな影響を及ぼしたのはコンディヤックであったことが明らかになった。すなわち、ベンサムはコンディヤック哲学に胚胎していたプラグマティズム的な洞察を彼自身のフィクション論と接合することによって、現代のプラグマティストたちの議論を髣髴させるような言語論を構築することができたのである。

〈第二部 ベンサムの「法の科学」と「自由な国家」の構想〉

第4章から第6章までの第二部では、主として次の2つの問題を考察した。すなわち、第1に、ベンサムは1760年代末期から80年代にかけて、どのような方法にもとづき、どのような「法の科学」を構築し、それを通じてどのような法律改革を、またどのような法治国家のありようをめざしていたのか、という問題。また第2に、そうしたベンサムの一連の企ては、いかなる形で（第一部で考察した）彼の思想体系の哲学的基礎に支えられていたのか、という問題を考察した。

(第4章 ベンサムの「批判的法学」とコモン・ロー批判)

第4章では、まず第1節において、弱冠15歳で法学院に入学したベンサムは当時の英国の法律の状況についてどのような問題意識を抱き、どのような課題を克服するべく「法の科学」の構築をめざすに至ったのかを確認した。そのうえで第2節では、ベンサムが「法の科学」の2大部門の1つとして構築した「批判的法学」の内容を概観することを通じて、彼の理想の法律像を考察した。また第3節では、ベンサムは自身の理想の法律像に照らしてコモン・ローという法律の形態にどのような難点を見出していたのかを、また、コモン・ローを真正なる法の形態として擁護するブラックストンのコモン・ロー法学をどのように批判したのかを考察するとともに、コモン・ロー批判の諸説に投影された彼の理想の国家像についても考察した。その結果、以下の諸点が明らかになった。すなわち、①ベンサムは功利性の原理にもとづき、法の第一義的な役割を〈有害な行為に刑罰を科すことで人々

をそれ以外の有益な行為へと誘導すること〉に見出していたし、その役割を適切に果たすうえで法が満たすべき条件として「功利性」、「周知性」、「完全性」、「明示された合理性」を重視していたこと。②ベンサムはその立法論において、純粹に功利主義的な考慮にのみもとづき、J.S.ミルのいわゆる「自由の原理」を立法論のレベルで先取りする原理を打ち立てたということ。③「生存、安全、豊富、平等」という「立法の4つの副次的目的」に関するベンサムの議論は、彼の功利主義立法論が〈個人の諸権利の本質的枠組みを構成する個人の自由と基礎的な諸利益のために一定の保護を施すこと〉を企図している点で、リベラルな性格を備えていたことを示すものであること。④ベンサムが理想としたのは、法律によってすべての市民に等しくその「生命、身体、評判、財産、生活条件」に関する「不可侵性の領域」が保障されているような、またそのことを通じて市民一人ひとりが自由に、かつ安心して自らの「善の構想」を形成・追求していくことができるような社会であったし、そのような環境整備を通じて社会の幸福総量の最大化を追求する国家であったこと。⑤以上のような諸点が例証しているベンサム立法論のリベラルな性格は、「期待の安全」という概念を基底に据えた彼の人間観や、知識の可謬性を強調する彼の認識論に根差したものであり、こうした彼の人間観や認識論は彼の言語論に依拠したものであったこと。⑥コモン・ローはその原理的な不明瞭さ・不確実さゆえに、市民たちに対しては「期待の安全」を保障しえない一方、法律家たちに対しては不当な権力行使と不当な利益追求の機会を与えていた点に、また、人々が自らの理性や判断力を行使してその妥当性を自由に批判することができない点に、致命的な欠陥を抱えているというのがベンサムのコモン・ロー批判の眼目であったこと。⑦ベンサムが法律に対する批判の自由を徹底的に擁護しようとした理由は、第1に、それによって法律の改革が促進されうるという点に、また第2に、それによって市民たちが法律にきちんと従うようになり、その結果、各人の期待の安全がより高まるという点に存したこと。⑧ベンサムは、すべての市民がその目的を明確に理解したうえで自律的・主体的に個々の法律に服従することを期待するとともに、彼らが自分たちの従うべき法律を主体的・能動的に改革していく当事者となることを望んでいたのであり、その意味で立法論として展開された彼の功利主義はいわゆる「植民地総督官邸型の功利主義」ではなく、むしろ「社会的透明性」に積極的な価値を見出し、その実現を追求するタイプの功利主義であったということ。以上の諸点が明らかになった。

(第5章 ベンサムの「普遍的法学」と論理学)

第5章では、〈コモン・ローという伝統的な法の形態を、功利性の原理にもとづく規範的観点から批判したばかりでなく、その法としての地位さえ否認したベンサムは、事実と規範を混同する誤りを犯していたのか?〉という問い合わせを起点に、第1節では、ベンサムはその「普遍的法学」(それは「批判的法学」とともに、彼の「法の科学」の2大部門をなす)において法学上の基礎的諸概念をいかなる方法論にもとづき、いかなる形で定義したのかという問題を考察した。そのうえで第2節では、ベンサムが自らの批判的法学と普遍的法学の結節点をなす仕事として、また、パノミオン(完全な法典)を構築するうえでの基礎をなす仕事として重視しつつ取り組んだ「違反行為の分類」に注目し、〈ベンサム

はなぜこの仕事を重視したのか〉、そして〈彼はこの仕事をいかなる方法論にもとづいて遂行したのか〉という2つの問題を考察した。その結果、以下の諸点が明らかになった。すなわち、①ベンサムの「法=主権者命令」説は、彼の論理学上の知見にもとづき、この世界をより有用な仕方で秩序化することを企図して考案された、「法」というフィクションの再定義であったし、そうであればこそ、それは彼の理想の法律像や国家像に適合的な「法」の定義であったということ。②ベンサムはその普遍的法学において、「法」だけでなく、「義務」、「権利」、「正義」、「自由」といったそれ以外の法的諸概念についても、上述のようなプラグマティズム的な再定義をおこなっていること。③いかなる科学も「経験」と「形而上学」を車の両輪としてはじめて成立・発展しうると考えていたベンサムにとって、普遍的法学はまさに「法の科学」の「形而上学」であったこと。④そのような普遍的法学において彼は、さまざまな法的諸概念の意味と相互の関係性を指し示すことを企図していたばかりでなく、その作業を通じて究極的には、法や統治に関する新たな思考の枠組みを提示することを企図していたこと。⑤それゆえ、ベンサムは事実と規範の混同を通じてコモン・ローの法としての地位を否認したわけではなく、むしろ自らの論理学上の知見にもとづき、コモン・ローという法の形態をよりよい法の形態に置き換えるべく「法」という概念それ自体を再定義したうえで、その定義に即してコモン・ローから法としての地位を剥奪したということ。⑥ベンサムは〈個別的法の典型は命令的法であり、すべての命令的法はその構成要素として、ある一つの違反行為を創設する刑法的部分を必ず含んでいる〉という考えにもとづき、「違反行為の分類」は、当該法体系が論理的な一貫性や明晰性、ならびに「完全な包括性」を備えるうえで鍵となる仕事であると考えていたこと。⑦ベンサムの「違反行為の自然的分類」は、彼が普遍的法学において遂行した法的諸概念の定義や体系化の仕事と同様、〈フィクションの創造や再定義を通じて、実在世界に関するより有用な表象を構築すること〉を企図して遂行された作業であったこと。以上の諸点が明らかになった。

(第6章 ベンサムの人権宣言批判と「自由な国家」の構想)

第6章では、フランス人権宣言に対する批判の書『大げさなナンセンス』に依拠しつつ、「自然法」や「自然権」を実定法の指導原理として掲げるタイプの自然法理論に対するベンサムの批判内容を考察した。またその考察を通じて、功利性の原理を指導原理として掲げるベンサムの立法論や法治国家論の特質をよりいっそう明確化することをめざした。その結果、以下の諸点が明らかになった。すなわち、①ベンサムは自然法を体現するものとしての人権宣言について、それは実定法に対する指導原理としては「無力な」、また「有害な」原理であると批判したが、そうした批判の核心には、人権宣言で展開された自然権概念は矛盾や混乱に満ちているという言語論的批判が存したこと。②またベンサムは、人権宣言に対して、〈実定法の指導原理としての自然権や自然法の内容を実定法の起草に先立って明確化しようとする企て自体が、実行不可能な、また、規範的にも望ましくない企てである〉というより根本的な批判も展開していること。③そうしたベンサムの人権宣言に対する根本的な批判の背景には、〈「るべき法」とは、ほんの一握りの人々が抽象的

な推論によって一举にその概要を確定しうるものではなく、むしろ、功利性の原理にもとづく、広く社会全体に開かれた合理的かつ具体的な議論を通じて絶えず模索されるべきものである〉というプラグマティズム的な見解が存したこと。④こうした「あるべき法」に関するベンサムの見解は、次のような彼の「自由な国家」の構想の一部をなすものであったこと。すなわち、〈統治者のいかなる権力行使もつねに被治者たちの自由な批判にさらされ、その根拠や妥当性が広く社会全体で自由に討議されうること〉が「統治者の応答責任」や「出版の自由」や「結社の自由」等の確立によって制度的に保障されているような「自由な国家」という構想の一部をなすものであったこと。以上の諸点が明らかになった。

（第三部 ベンサムの民主主義理論と「言葉の戦争」）

第7章から第9章に至る第三部では、1800年代末期に民主主義者へと変貌を遂げて以降のベンサムに焦点を当て、彼が（それ以前の彼のように、もっぱら法律改革を通じた社会改革をめざすのではなく）法律改革と政治改革と道徳改革を同時に志向する包括的な社会改革理論の形成とその実践に向けて邁進していった理路を明らかにするべく、彼がこの時期以降に展開した政治言説論や私的倫理論や憲法理論の分析を試みた。また、それらの分析を通じて、彼の私的倫理論や政治理論もまた、第二部で考察した彼の法理論と同様、彼の言語論や論理学上の知見に依拠したものであったことを確認した。

（第7章 幻惑と謬論）

第7章では、まず第1節において、ベンサムが1800年代末期に支配階層のシニスター・インタレスト（邪悪な利益）を発見したことに伴い、シニスター・インタレストを追求するうえで支配階層が利用している「幻惑」という社会的メカニズムの存在も発見したことを確認するとともに、それらの発見を契機に彼がその後、〈シニスター・インタレストの発生を防止しうる憲法理論の構築〉と〈シニスター・インタレストの維持・促進に役立つ幻惑の打破〉という2つのプロジェクトに取り組み始めたことを確認した。そのうえで第2節では、後者のプロジェクトの一環として執筆・公刊された『謬論の書』を取り上げ、そこで彼が展開している各種「政治的謬論」に対する批判内容を考察した。その結果、以下の諸点が明らかになった。すなわち、①ベンサムのいう幻惑とは、人々の知性を麻痺させることによって彼らの精神に誤った意見や判断を刷り込む（しかも、現行の邪悪な社会体制の正当化に資するような誤った意見や判断を刷り込む）社会的メカニズムのことであり、同時にそのようにして誤った意見や判断を刷り込まれた人間の精神状態のことでもあったこと。②ベンサムは1800年代末以降、自らの法律改革のプランを実現するためには、まずもってシニスター・インタレストを貪る支配階層を一掃しうるような政治制度改革が必要であり、こうした政治制度改革を実現するためには幻惑を打破することが必要である、と考えるようになったこと。③国教会制度や教育制度といった各種社会制度、広く社会に流通しているさまざまなジャンルの言説、文学や絵画といった芸術作品等々、きわめて多様なメディアが幻惑の生成に関与していることに気づいたベンサムは、1800年代末以降、宗教や教育や私的倫理や言語といった多様なテーマについて論じながら一貫して、幻惑の

打破という目的を追求していたこと。④「謬論」を幻惑というメカニズムを作動させる主要な要因の一つとして、またそれ自体が幻惑の所産でもありうるものとして捉えていたベンサムが『謬論の書』において展開した各種「政治的謬論」批判は、幻惑の打破をめざして遂行された仕事の1つであり、そのような仕事への取り組みを彼自身は時に——邪悪な支配体制の存続に寄与している言説や観念を打破するべく、それらの誤謬を暴くような対抗言説を組み立て展開するという意味における——「言葉の戦争」への参戦という形で表象していたこと。⑤本書の中で示されている、謬論の生成や普及のメカニズムに関するベンサムの分析は、皮肉にも、現に各種謬論によって欺かれている人々に対し、純粹に彼らの知性にのみ訴えかける議論（すなわち、謬論を一切用いない議論）を通じてそれらの誤謬性を示し、それによって彼らをその呪縛から解き放つことの困難さを説明するものであったこと。また、おそらくそうであればこそ、彼は本書において各種謬論を論駁するにあたって時に自らも謬論を使用せざるをえなかつたのであろう、ということ。以上の諸点が明らかになった。

(第8章 幻惑とデオントロジー——ベンサムの私的倫理論の発展)

第8章では、『謬論の書』と同様、ベンサムが幻惑の打破を企図して執筆した2つの著作、『デオントロジー』と『行為の動因の一覧表』（以下、『一覧表』）を取り上げ、そこに示された「私的倫理」をめぐる彼の構想を分析した。その結果、以下の諸点が明らかになった。すなわち、①1800年代末期に幻惑の存在を発見したことを契機に、〈実定道徳は幻惑によって歪められ、それ自体が新たな幻惑を生み出す制度的基盤として機能している〉と考えるに至ったベンサムは、かつて自らが『序説』において素描した私的倫理論の無力さを思い知り、1810年代にその改良作業に着手したと考えられること。②1810年代以降に再構築されたベンサムの私的倫理論は、初期のそれと同様、法の介入しえない領域で人々を正しい行動に導く力として実定道徳の力を重視する理論であったが、他方において〈幻惑によって歪められた実定道徳をいかにして適正化＝功利主義化しうるか〉という新たな、そして切実な問題意識を中心とした理論になつたこと。③主として1810年代に執筆された『デオントロジー』と『一覧表』は、この時期にラディカルな発展を遂げたベンサムの私的倫理をめぐる構想がそこに具現化された2著作であったが、この2著作がともに追求していたのは〈実定道徳の、幻惑の支配からの解放と、有用な諸改革を後押しする力としての再編成〉という目的であったこと。④また、こうした共通の目的に照らして、『デオントロジー』が、読者に対して魅力的な功利主義像を提示することによって実定道徳の適正化を図ろうとする著作であったのに対し、『一覧表』は、道徳言語の批判と改革を通じて実定道徳の脱幻惑化を図ろうとする著作であったこと。⑤また、後期ベンサムの私的倫理論において道徳改革の実践的な担い手として位置づけられていた「デオントロジスト」との関連に即して言えば、『デオントロジー』という著作が、大衆を正しい道徳的・政治的認識に導くうえでデオントロジストたちが利用すべき諸言説を彼らに示すこと目的とする著作であったのに対し、『一覧表』という著作は、デオントロジストたちの言論活動が有効に作用するべく、世間に流布する有害な諸概念を正しい諸概念に置き換えるこ

とを目的とする著作であったこと。⑥『デオントロジー』で示されている晩年のベンサムの道徳理論の諸特徴（すなわち、『序説』で展開されている初期の道徳理論と比較した場合のその諸特徴）はいざれも、〈魅力的な功利主義像の提示〉という本書の基本戦略から派生したものとして理解されうこと。⑦シニスター・インタレストと幻惑の発見を機に、1800 年代末以降、ベンサムの政治理論のみならず私的倫理論も発展を遂げたことで、それまではもっぱら法律改革を通じた社会改革の理論にすぎなかった彼の思想が、いまや法律改革・政治改革・道徳改革を同時に志向する包括的な社会改革理論へと変貌を遂げたこと。⑧『デオントロジー』で展開されたベンサムの私的倫理論は、彼の〈統治理論としての功利主義〉の実現に向けてその障害を取り除くための手段として展開された、すぐれて政治的な個人道徳の理論であったということ。それゆえ、J.S. ミルらがベンサムの私的倫理論に対して浴びせた批判は、この点に関するベンサムの真意を汲みとっていない点で不適切な批判であるということ。以上の諸点が明らかになった。

(第 9 章 『憲法典』の民主主義理論と多数者専制問題)

第 9 章では、〈ベンサムが晩年に構築した憲法理論は、彼の立法理論同様、個人の基本的諸権利の保護をその目的として重視しつつ、その目的を実際に達成しうるようなリバランな理論であったか?〉という問い合わせを起点として、その答えを探るべく、『憲法典』等で展開されているベンサムの代議制民主主義の憲法理論を、主に次の 2 つの観点から考察した。すなわち、第 1 に、ベンサムは代議制民主政体をいかなる想定や論理に立脚して正当化したのかを問う観点から、また第 2 に、彼は「立法権の全能」を主張しながら、その権力濫用を防止するために（またその権力濫用が多数者専制という事態を招くことを防止するために）いかなる制度を用意していたのかを問う観点から考察した。その結果、以下の諸点が明らかになった。すなわち、①ベンサムの民主主義理論は、代議制民主政体を〈社会の集計的利益の最大化に資する制度〉として正当化するのではなく、あくまで〈社会のすべての構成員に共通の利益（=生存、豊富、安全、平等の最大化）のみを促進する制度〉として正当化する理論であったがゆえに、多数者専制という事態の発生を規範的に容認する理論ではなかったこと。②またその理論は、多数者専制という事態の発生を規範的に容認していないのみならず、〈多数者が一致団結してシニスター・インタレストを追求することはない〉という想定にもとづき、多数者専制が生じる可能性そのものを否認する理論でもあったこと。③しかるに、ベンサムが〈多数者が一致団結してシニスター・インタレストを追求することはない〉と考えるにあたってその根拠とみなした心理学的・社会学的想定には重大な疑惑がつきまとうこと。④また、ベンサムの民主主義憲法理論は「立法権の全能」を主張する一方で、その権力濫用を防止するべく、構成権力によって行使される議員の任用・解任・懲罰機能を中核に据えた諸制度を備えているが、彼の心理学理論に照らして、これらの制度が個人の基本的諸権利を十全に保護しうる見込みは薄いこと。⑤とはいって、それらの難点にもかかわらず、ベンサムの憲法理論が多数者専制を回避し、各人の基本的諸権利を実効的に保護しうるか否かは、最終的に「世論法廷」という構想の成否にかかっており、「世論法廷」の成功は、主に、私的倫理の伝道者たるデオントロジスト

や（ベンサム自身のような）啓蒙的な著述家たちの仕事の成功にかかっているということ。⑥そうした意味で、ベンサムの民主主義理論は、その決定的に重要な部分が彼の私的倫理論によって補完されるべきものとして構想されていたということ。換言すれば、1800年代末以降〈シニスター・インタレストの発生を防止しうる憲法理論の構築〉と〈幻惑の打破〉という2つのプロジェクトに同時並行で取り組んできた晩年のベンサムにとって、前者の最終的成果たる民主主義憲法理論と、後者の中心的成果たる私的倫理論は、相互に密接な関連をもつ2つの理論として構想されていたということ。以上の諸点が明らかになった。

〈結論〉

結論では、各章の内容を改めて概観したうえで、本研究の総括をおこなった。

5. 総括

上述のような各章の結論はいずれも、今後より幅広くより緻密な文献読解を通じてその妥当性が検証される必要があり、その意味ではあくまでも暫定的な結論にすぎない。本論文が考察したのはベンサムの膨大な著述のうちのごく一部にすぎないこと、また、緻密な文献考証にもとづく新版『ジェレミー・ベンサム著作集』が今後も続々と公刊される予定であること（特に、本論文のテーマに照らして最も重要な意義をもつ、言語論や論理学関連の著述を集めた巻も間もなく公刊予定であること）、さらに、本論文の研究手法は主としてベンサムのテクストそのものの読解を中心に据えたものであったが、それらを同時代の思想史的コンテクストに即して考察することも等しく重要であることを考えれば、筆者は本論文の結論の暫定的な性格をますます強く自覚せざるをえない。とはいえ、本論文は少なくとも以下の2点ははっきりと示したと思う。すなわち、第1に、ベンサムの言語論や論理学は彼の思想体系の哲学的基礎の核心をなすものとして解釈されうるということ。また第2に、言語論や論理学をその哲学的基礎の核心として解釈する視座に立つ場合、ベンサムの道徳理論、心理学理論、法理論、政治理論の中身がより深く、またより統一的に理解されるばかりでなく、いずれも従来一般に考えられていた以上に複雑で洗練された、またリベラルで民主的な企図を備えた理論であることがわかる、ということ。これら2つの点を本論文は明らかにしたと思う。

すでに述べたように、従来ベンサムの功利主義は、J.S.ミルやシジウィックによって洗練・精緻化される以前の、単純明快ではあるが繊細さや真実味に欠ける、きわめて粗雑な形態の功利主義として理解されがちであったが、そのような理解は端的に言って誤りであった。そして、彼の功利主義の哲学的基礎が（特にその核心をなす言語論や論理学が）十分に理解されてこなかつたことが、そうした誤解を生じさせた大きな要因の一つであった。本論文の一連の考察を通じて筆者が確信しているのは、ベンサムの功利主義は、ミルのそれやシジウィックのそれとは異なる哲学的前提に立脚した（しかもその全貌がいまだ明らかになっていない）きわめて洗練された功利主義の一形態であるということ。それゆえ、古典的功利主義を批判しようとする場合、ミルやシジウィックの洗練された功利主義だけを相手にすれば事足りると考えるのは間違いである、ということだ。それゆえ筆者の考え

では、実践道徳の理論としての（特に統治理論としての）功利主義の復権の可能性を徹底的に吟味するうえで、ベンサムの功利主義の全貌を明らかにし、その妥当性を検証することが今後ますます重要になってくる。かつて H. L. A. ハートは、「功利主義哲学をきちんと批判する」ためにはベンサムの著述をより広くより深く読解する必要がある、と主張したが、本論文はその主張の正しさを再確認することができた。